

「歯科技工所の共同利用・リモートワーク解禁」 について

2021年2月10日

株式会社テクニカルセンター

代表取締役 野島 正美

内閣府・規制改革推進室への提案

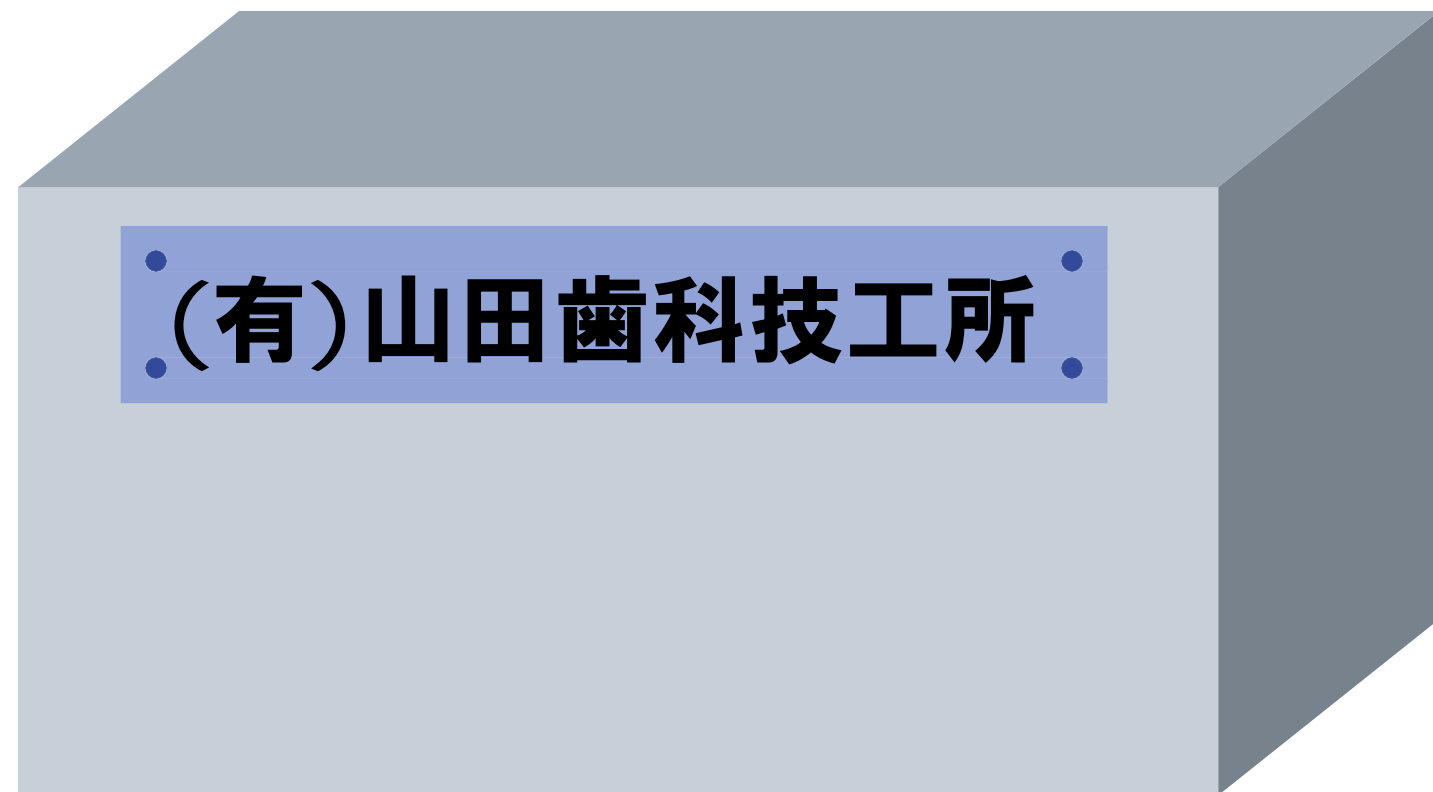
私は2018年9月に内閣府へ、規制改革要望を提出いたしました。

「**歯科技工所内(同一住所)での複数の歯科技工所の開設が認められていない。歯科技工士法における歯科技工所設備規制に関し、歯科技工所の共同利用の推進を認める。即ち歯科技工所内の同一住所での複数の歯科技工所の開設を認める事により、開設の初期投資を抑える等、定年退職、若者等を含め起業等も容易になる。「働き方改革」の後押しになる。」との提案でした。**

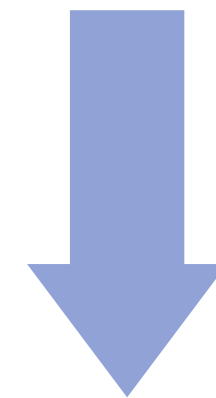
翌年9月の厚労省の対応分類で、「**現行制度下で対応可能**」と対応の概要では、「**お尋ねの趣旨が明らかではありませんが、ひとつの歯科技工所において、複数名の歯科技工士が歯科技工業を行うことは現行の歯科技工士法に違反するものではないため、通知等の発出は不要であると考えます。**」でした。そこで再度、「**歯科技工所の共同利用・リモートワークの解禁**」について説明させていただきます。

現在

1つの住所に1つの歯科技工所の開設許可が原則であり、登記は出来ても歯科技工所として認めてもらえないのが現状です



埼玉県〇〇市〇〇1丁目1-1



(有)山田歯科技工所

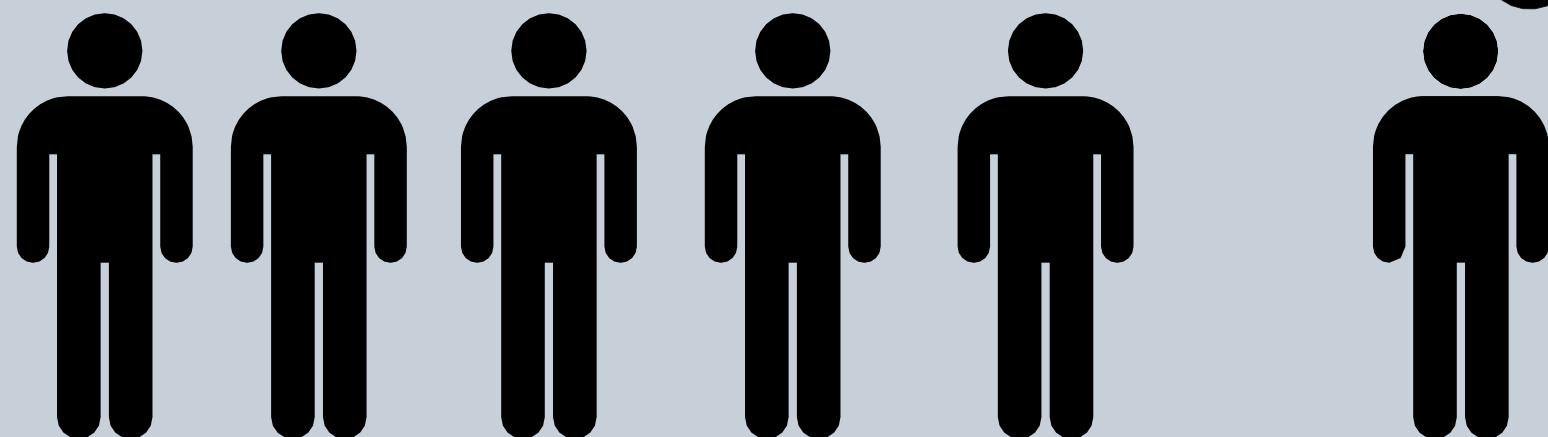
なぜ「共同利用の推進」の動きが活発化してきたのか？

**先進医療のCAD/CAM冠が保険収載され
歯科技工の「デジタル化」が急速に拡がり
始めたのが、きっかけです**

従来技工
機器

デジタル技工
機器

：(株)A歯科技工所：



A歯科技工所に勤務する
山田さん(歯科技工士)

そろそろ独立開業したい
問題

- ①デジタル技工への初期投資額
- ②従来技工の機器と設備費用
- ③開業場所の契約に必要な資金
- ④収入確保への不安

従来技工
機器

デジタル技工
機器

社内独立(届出済み技工所内開業)

山田さんのメリット

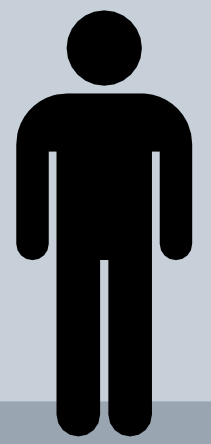
- 機器の共有による購入費用節約
- 物件取得への初期経費節約
- 得意先確保のための営業活動が不要
- 安定した収入および増収
- 確定申告や経費を計上できる

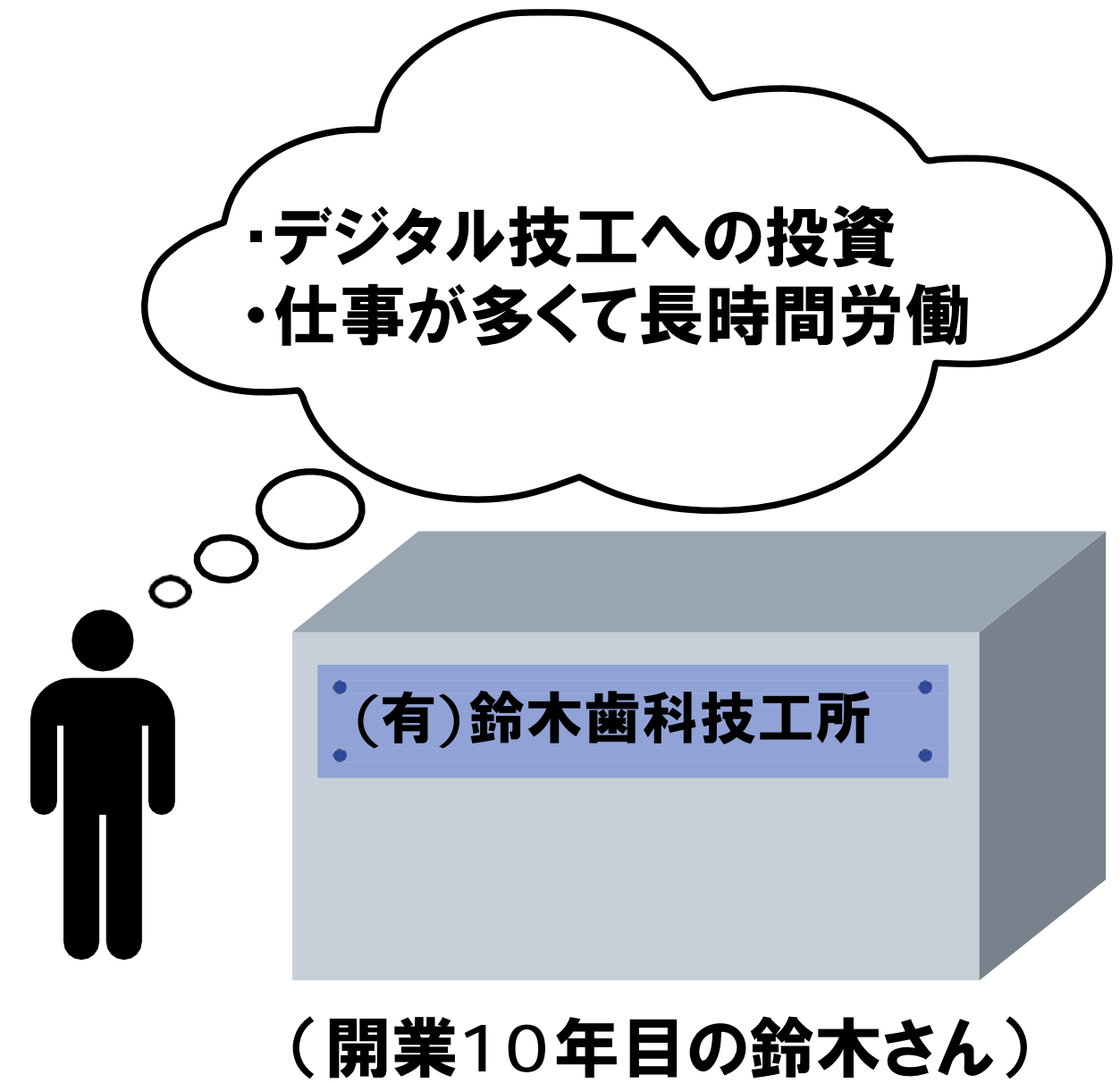
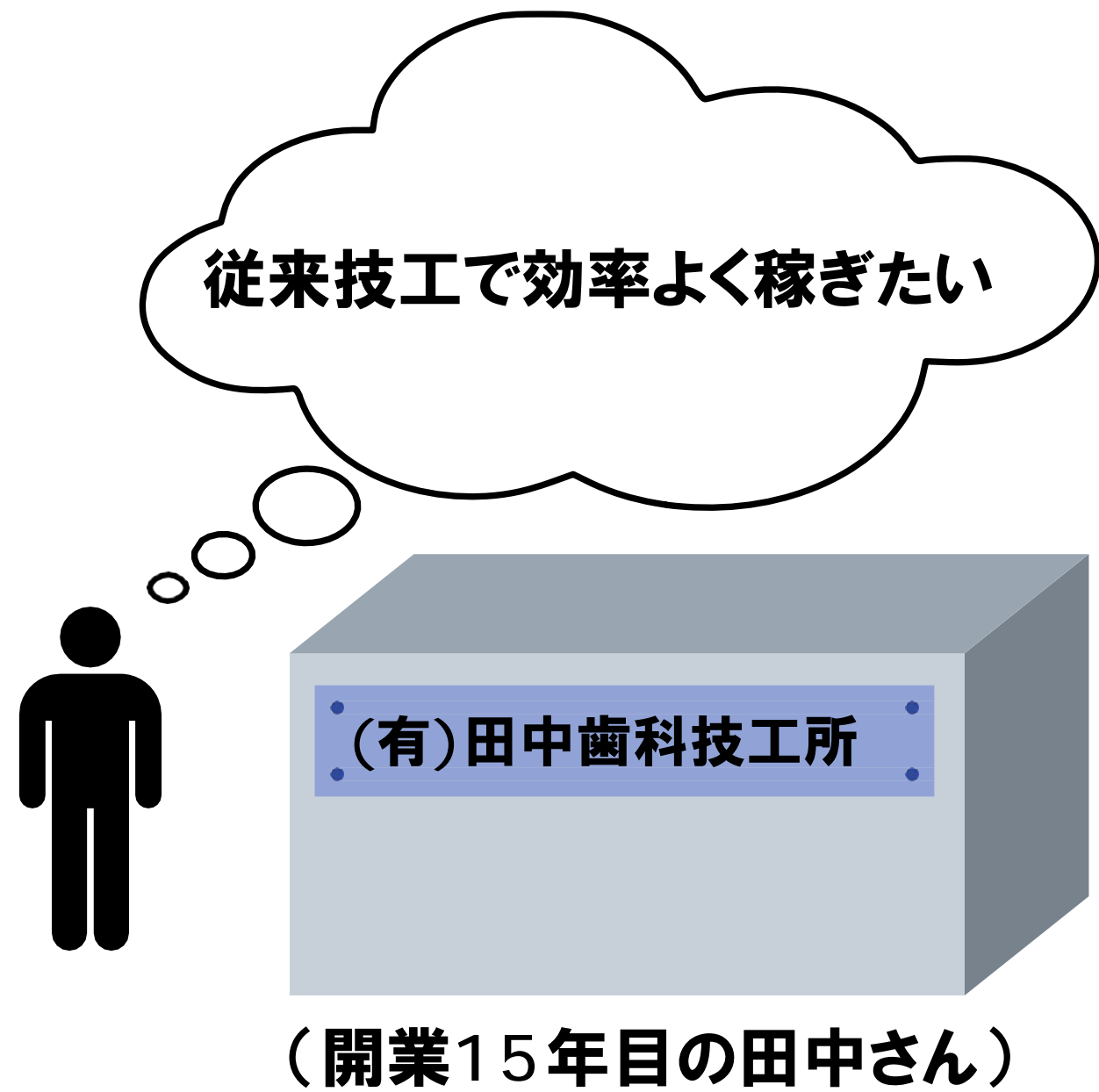
A歯科技工所のメリット

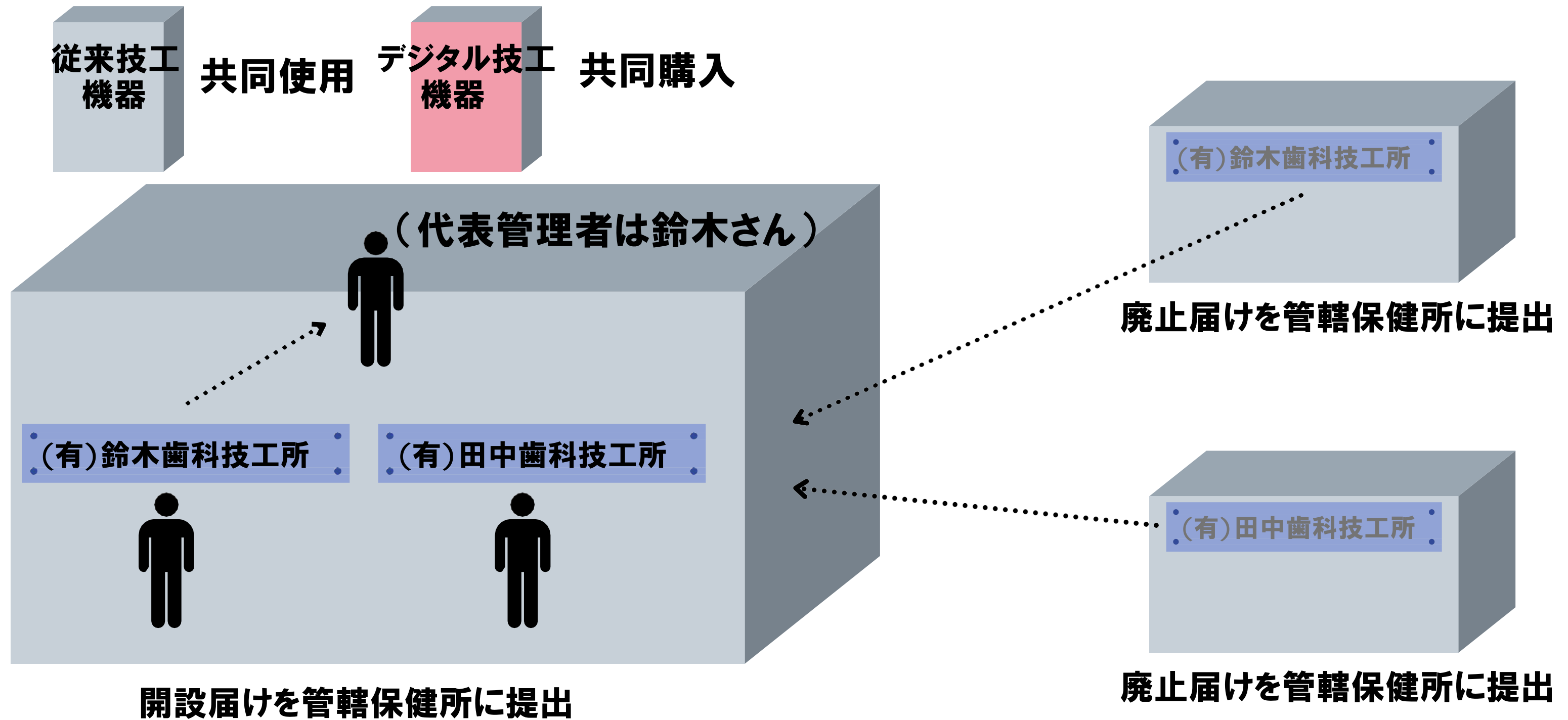
- 機器の稼働率アップ
- 施設の有効活用(家賃収入)
- 得意先への品質の確保と安定供給

・(株)A歯科技工所・

・(有)山田歯科技工所・







埼玉県〇〇市〇〇1丁目1-1

(有)鈴木歯科技工所 (有)田中歯科技工所 (登記上も所在地の変更を行う)

代表管理者 鈴木 〇〇

リモートワークの解禁

**2014年4月にCAD/CAM冠が先進医療から保険
収載され、歯科技工のデジタル化が急速に進む**

**これをきっかけに歯科技工作業の「従来歯科技工」
と「デジタル歯科技工」とに分けられ始めた事に起
因します**

なぜリモートワークに取り組んだのか？

**デジタル歯科技工のデザインを担当する
女性の歯科技工士が産休を取得する事
になりました**

従来歯科技工やデジタル歯科技工と言い方を変えても両方とも歯科技工作業である事には間違いはなく、どちらも歯科技工士が歯科技工所で行うべき作業です

しかしデジタル歯科技工の中の印象された模型(歯型)に触れない作業のデザインを「限定された歯科技工**」として歯科技工所以外の場所でも作業ができるように法整備を要望します**

許可された歯科技工所以外で歯科技工作業を行う場合は歯科技工作業を行う歯科技工士の日本歯科技工士会の会員番号を歯科技工録の特記事項に必ず記入します
都道府県知事や医療機関等から歯科技工録の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう整備する

